



世界自然遺産に向けて ～美しい自然と希少な動植物を後世へ～

平成15年、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、「奄美・琉球諸島」は、大陸との関係において独自の地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価され「知床」、「小笠原諸島」とともに世界遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定されました。

しかし、世界遺産に登録されるためには、自然の資質が一定の基準を満たしていることに加え、法律・制度に基づいた保護措置がとられている必要があるため、奄美地域や沖縄本島北部のやんばる地域では、環境省や林野庁が中心となり、新たな保護地域指定に向けた取組が進められています。

○国立公園の指定に向けて

平成20年、環境省による「奄美地域の自然資源の保全・活用に関する検討会」が開催され、保護地域指定や世界自然遺産登録を視野に入れた自然資源を保全・活用していく上での基本的な考え方がまとめられました。

環境省は、奄美地域の自然資源の保全・活用にあたっては、保護措置として「国立公園」の指定が有効であるとし、亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系全体を管理する「生態系管理型国立公園」、人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを対象とする「環境文化型国立公園」というこれまでにない国立公園を目指すこととしています。

また、国立公園として適当な地域は、固有の動植物が生息・生育する亜熱帯性照葉樹林や現在国立公園に指定されている海岸線、伝統的な集落景観が残る地域など多様な地域が想定されています。

○希少野生生物の保護

環境省奄美野生生物保護センターでは、希少野生生物の保護増殖事業や奄美大島の生態系に大きな影響を与える外来種マングースの防除事業などに取り組んでいます。

鹿児島県や地元市町村等においては、アマミノクロウサギ等の希少野生生物の保護を図るため、交通事故（ロードキル）対策やノイヌ・ノネコ対策、自然植生の衰退を招く恐れがある野生化ヤギの防除などの取組を進めています。



奄美大島のマングース



野生化したヤギ



野生動物の交通事故防止用反射板

○奄美の自然を学ぶ

地域住民の方々に、国立公園や世界自然遺産、奄美の自然特性や価値などへの理解を深めていただくため、パンフレット等の作成・配布や各島での公開講座などを行っています。

また、住民の自発的な推進活動の一環として、「奄美群島を世界自然遺産へ！クリーンアップ大作戦」などが開催されています。



公開講座（和泊町）



パンフレット「奄美の自然」



クリーンアップ大作戦（奄美市）

世界遺産に登録されるとどうなる？

適切な保護措置と管理体制の構築により、自然環境の保全が強化されます。すでに世界自然遺産に登録されている屋久島や白神山地、知床では、遺産地域の価値を保全・管理、普及啓発するために、人員や施設の充実が図られています。

また、世界遺産に登録されることにより、その地域の知名度が上昇し、地域としてのイメージが向上することから、観光産業の活性化や知名度を利用した農林水産業や特産品などのブランド力の向上などが期待されます。

しかし、一方では、観光客の増加等による自然環境の過剰利用や利用マナーの低下などの問題も懸念されることから、関係者や地域住民に対してエコツーリズムへの理解を求めるとともに、エコツーリズムを担う人材の育成等に努める必要があります。

「奄美群島自然共生プラン」

～世界自然遺産にふさわしい「自然との共生」をめざした地域づくり～

平成15年、奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針として、県と地元市町村が一体となり「奄美群島自然共生プラン」を策定しました。

このプランでは、奄美固有の自然、これに関わる伝統、文化、産業などを核として、「人と自然の共生」を基軸とする個性的な地域をつくることとしており、9つの具体的な施策が盛り込まれています。また、効果的なプランの推進に向け、国、県、地元市町村及び関係団体からなる推進本部を設置し、プランに沿った事業展開を図っています。

群島全域で積極的に取り組む具体的な九つの施策

- 自然共生ネットワークの形成
- サンゴ礁と海岸の保全
- 希少な野生動植物と森林の保全
- 身近な自然の保全
- 自然再生の検討
- エコツーリズムの推進
- 奄美ブランドの創出
- 自然に対する配慮の徹底
- 世界自然遺産登録に向けた取組



写真協力：(社)鹿児島県観光連盟